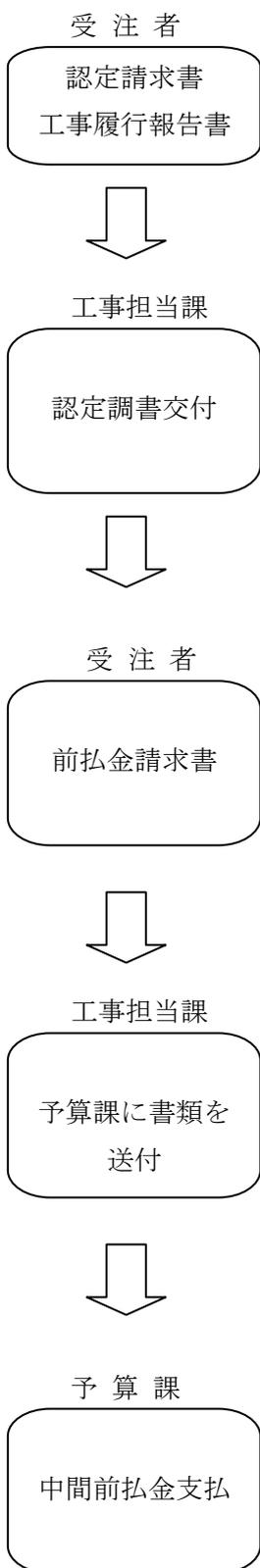


中間前金払の流れ



① 受注者は、中間前金払認定請求書、工事履行報告書（以下「報告書」という。）を工事担当課に提出する。

② 工事担当課は、工事担当者が報告書をもとに認定要件を確認し、認定調書を2部作成し、1部を受注者に交付する。（1部は前払請求書と共に予算課に送致）

③ 認定調書の交付を受けた受注者は、保証事業会社と保証契約を締結したうえで、当該保証契約証書とともに、中間前払金請求書を工事担当課に提出して中間前払金の支払を請求する。

④ 工事担当課は、請求書、保証証書を確認して、請求書、保証証書並びに認定調書を予算課へ送付する。

⑤ 予算課は、受注者に中間前払金を支払う。